

R5 交流－5号 農泊地域の情報発信業務 企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、農泊地域の情報発信業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

宮城県では、農泊等の取組を広く普及するために、次の URL の農泊ウェブサイト（以下「本サイト」という。）を設置して情報発信に取り組んでいる。

本サイト URL：<https://www.pref.miyagi.jp/site/nohaku/>

本業務は、農泊地域の PR 動画を作成し本サイトに掲載することで、サイトの掲載内容の充実化を図るとともに、SNS を活用した効果的な情報発信により本サイトへのアクセス数を向上させ、認知度向上と誘客促進を図る業務である。

3 業務内容

次の（１）及び（２）の内容を企画提案すること。

なお、今回の企画提案は、業者決定のためのものであり、提案内容を基に、県と受注者との協議の上、最適な仕様を決定し実施することとする。

（１）農泊地域の動画撮影

次の内容に従い、県内の農泊地域（国の農山漁村振興交付金（農泊推進対策）を活用した団体）等を紹介する動画を作成すること。

イ 対象地域は、2 地域以上とし、発注者が公募により決定する。

ロ 動画は、YouTube に投稿し、本サイトで公開する。

なお、投稿作業は、発注者が行う。

ハ 動画の長さは、提案にもよるが概ね 2 分～4 分程度とする。

ニ 作成する動画の形式は mp4 形式、アスペクト比は 16：9、解像度は 1080p 以上とする。

ホ 動画の作成方法は、対象地域の要望にもよるが、基本的にインタビュー形式により農泊地域の概要や取組などを紹介している場面を撮影し、編集する。

ヘ 動画の編集に必要な素材（画像・動画）は、一部、対象地域からの提供を受けることも可能とする。

ト 過去に作成した動画は、次のウェブページで公開しているので参考にすること。

農泊の動画：<https://www.pref.miyagi.jp/site/nohaku/movie.html>

チ 作成した動画を掲載するウェブページの作成に必要な写真及び説明原稿について、対象地域への取材及び対象地域からの提供を受けて、発注者に提出すること。

動画紹介ページの作成に必要な写真の収集及び説明原稿の作成にあたっては、以下の URL に掲載の情報を参考とし、体裁を守る。なお、ウェブページへの掲載は、発注者が行う。

参考①：https://www.pref.miyagi.jp/site/nohaku/movie_osaki.html

参考②：https://www.pref.miyagi.jp/site/nohaku/movie_higashimatsushima.html

(2) SNS を活用した効果的な情報発信

次の内容に従い、県で運営する Facebook アカウント「みやぎの INAKA で遊ぼう泊まろう（以下、本アカウント）」※を活用して、本サイトへのアクセス数を向上させ、認知度向上と誘客促進を図るための効果的な情報発信を行うこと。

※本アカウント：<https://www.facebook.com/profile.php?id=100057617282131>

イ 投稿の内容

本アカウントにおける投稿内容は、本サイトの「満喫する」、「体験する」、「宿泊する」、「味わう」、「INAKA とつながる」の各ページに掲載されている内容に関連する体験、イベント、各種取組等について、現地取材等により、本県の農泊の認知度向上と誘客促進に資する内容とする。

ロ 投稿の回数及び頻度

本アカウントにおける投稿の回数は、9月～2月の期間、毎月2回程度の頻度で合計12回以上の投稿を行うこと。なお、体験、イベント、各種取組など季節に応じた魅力的な投稿となるように配慮すること。

ハ 投稿結果の分析

本アカウントにおける投稿に対する閲覧数等の利用者の反応についてインサイト機能等を利用して分析し、報告すること。

4 企画提案の際の留意点

本要領3(2)のSNSを活用した効果的な情報発信は、別途、発注者が定める本アカウントの運用ポリシーに従うものとする。

5 履行期間 契約締結の日から令和6年2月29日まで

6 事業費（委託上限額）

1,188,000円（うち消費税及び地方消費税 108,000円）

※ただし、上限額での契約を保証するものではない。

7 応募資格

企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成 9 年 11 月 1 日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定するもの）に該当しないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (9) 宮城県内に本店、支店又は営業所があり、本業務を的確に遂行できる能力を有していること。
- (10) 官民を問わず本業務と類似した業務実績を複数有すること。

8 スケジュール（調整中）

内容	期日
企画提案募集開始	令和 5 年 6 月 26 日（月）
質問受付締切り	令和 5 年 7 月 3 日（月）
企画提案参加申込み期限	令和 5 年 7 月 14 日（金）
企画提案書の提出期限	令和 5 年 7 月 25 日（火）
予備審査（書類審査，応募多数の場合）	令和 5 年 7 月下旬
選定委員会（プレゼンテーション）	令和 5 年 7 月下旬
選定結果の通知	令和 5 年 8 月上旬
契約締結・事業着手	令和 5 年 8 月中旬

9 質問の受付

企画提案を求める内容等に関して、次のとおり質問を受け付ける。

- (1) 受付期間 募集開始から令和 5 年 7 月 3 日（月）正午まで（必着）
- (2) 提出方法

様式第 1 号により、本要領 14 の問い合わせ先へ電子メールで提出すること。

なお、電話や口頭、受付期間以降の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

回答は、次の宮城県農政部農山漁村なりわい課の企画提案募集ウェブページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものは、質問者に対してのみ電子メールで回答する。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nariwai/r5koryu5.html>

1 0 企画提案への参加申込み

(1) 提出書類 (各 1 部)

- イ 企画提案参加申込書 (様式第 2 号)
- ロ 宣誓書 (様式第 3 号)
- ハ 会社概要 (既存資料で可)
- ニ 登記事項全部証明書
- ホ 直近の決算報告書
- ヘ 県税に係る納税証明書 (写し可) (全ての県税に未納が無いことの証明、募集日以降の日付のもの)

※宮城県外に本社があり宮城県内に支店等を有する場合は、本社所在地を管轄する税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 (写し可) と、宮城県の納税証明書 (写し可) を提出すること。

(2) 提出期限 令和 5 年 7 月 14 日 (金) 正午まで (必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送で本要領 1 4 の問い合わせ先へ提出すること

1 1 企画提案書の提出方法

(1) 提出書類 企画提案書 8 部 (任意様式、A4 片面印刷でページ番号を付す)

(2) 企画提案書に記載する事項

企画提案書には、次表の記載事項について、右欄の記載内容を参考に企画提案内容やその有効性などを具体的に記載すること。記載順は問わないが、不足の無いように注意すること。

No.	記載事項	記載内容
1	企画提案概要	企画提案内容をまとめ、概要版として 1 ページで示すこと。
2	農泊地域の動画撮影	動画の撮影方法や編集のイメージ、コンセプトなどを示すこと。
3	SNS を活用した効果的な情報発信	本アカウントを活用した投稿スケジュール案と投稿イメージを示すこと。
4	独自提案	予算の範囲内で事業効果を高める独自提案を示すこと
5	スケジュール	想定される業務全体のスケジュールを示すこと。

6	組織体制	提案者及び連携する業者等、業務遂行のための組織体制とその役割を示すこと。
7	類似業務実績	官民間問わず、過去3年間に実施した、本業務と類似した実績を複数示すこと。
8	見積額	本業務の見積額及びその明細を示すこと。

- (3) 提出期限 令和5年7月25日(火)正午まで(必着)
- (4) 提出方法 持参又は郵送で本要領14の問い合わせ先へ提出すること
- (5) 留意事項
- イ 応募は1者1企画提案書とする。
 - ロ 提出書類は返却しない。また、提出書類は本業務の事業者選定のみを使用し、他の目的には使用しない。
 - ハ 表紙には、企画提案を行う業務名と提案事業者名を記入すること。
 - ニ 提出後の書類の差し替えは認めない(県が補正等を求める場合を除く)。
 - ホ 企画提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
 - ヘ 提出された企画提案書は、行政文書扱いのため、情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することがある。

1.2 企画提案の審査

- (1) 選定委員会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。ただし、提案者が多数の場合は、予め企画提案書による予備審査(書類審査)を行う場合がある。
- (2) 選定委員会は次のとおり開催を予定しており、決定し次第改めて連絡する。
- イ 実施日 令和5年7月下旬
 - ロ 実施会場 宮城県行政庁舎内又は周辺会議室
 - ハ 出席者 3人以内
 - ニ 持ち時間 説明10分、質疑応答10分
(参加者数に応じて変更する場合がある)
 - ホ 審査順 事務局で企画提案書の受付順に決定
 - ヘ 説明方法 企画提案書に基づき事業内容を説明すること。ただし、プロジェクタ等は使用しない。

なお、対面でのプレゼンテーションを予定しているが、Web会議又は書面での審査とする場合がある。

- (3) 審査の結果、総合得点が満点の6割以上で、最も優れた企画提案のあった事業者を委託候補者とする。

なお、評価の結果、同点の者が複数ある場合は、審査員の協議により、委託候補

者を決定する。

(4) 審査項目及び配点（満点：100点）は以下のとおり。

No.	審査項目	審査の視点	配点
1	農泊地域の動画撮影	・動画の撮影・編集方法に問題はないか ・コンセプト等は適当か	40
2	SNSを活用した効果的な情報発信	・本サイトへのアクセス数を向上させ、認知度向上と誘客促進を図る魅力的な構成、内容となっているか	40
3	独自提案	・事業効果を高める提案内容となっているか	10
4	スケジュール・実施体制・実績	・スケジュールに無理がないか ・事業遂行に適切な実施体制か ・業務を履行するに十分な実績があるか	10

(5) 次の事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。

- イ 本要領7の応募資格のいずれかを満たさなくなったとき。
- ロ 提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。
- ハ 提出書類に不備があったとき（軽微な不備を除く）。
- ニ 見積額が、本要領6の事業費（委託上限額）を上回っているとき。
- ホ 提出書類の内容に、虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があったとき。
- ヘ 事業者が選定委員会に出席しないとき。
- ト 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- チ その他不正な行為があったとき。

(6) 提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、委託候補者として選定する。

(7) 提案者がいない場合又は総合得点を満点の6割以上獲得した者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

(8) 審査結果は、全提案者に通知する。また、本業務の見積決定後に県政情報公開センターにて、委託候補者、企画提案者名（五十音順）、総合点（点数順）及び選定委員名を公開する。（企画提案者が2者の場合を除き、委託候補者以外の企画提案者の総合点を知ることはできない。）

(9) 審査内容及び結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

1.3 契約手続について

(1) 審査会で選定された企画提案者を委託候補者とする。

(2) 委託候補者と県は、企画提案内容をもとに、契約内容、仕様、事業の運営及び、実施体制等について詳細を協議する。

- (3) 契約にあたっては、県財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）に定める随意契約の手続により委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとする。
- (4) 随意契約の手続により見積書を提出する際には、県が指定する区分の内訳書を併せて提出すること。
- (5) 委託料の支払方法は、原則として精算払いとする。
- (6) 委託候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、県財務規則第 114 条第 1 項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (7) 委託候補者として選定された提案者が委託契約を辞退した場合には、企画提案の審査で次点の評価を受けた提案者と契約の交渉を行う場合がある。

1 4 問い合わせ先

宮城県農政部農山漁村なりわい課交流推進班 担当：佐伯
〒980-8570 仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1（県庁舎 10 階南側）
T E L : 022-211-2866
電子メール：nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp